




政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	1
支出年月日	令和 7 年 11 月 1 日
項 目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<h1>別紙参照</h1>	
充当内容 (按分の計算方法)	¥710 (100%)
そ の 他	市政報告会会場 (三条集会所洋室B) 利用料 ※11月25日開催

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

芦屋市立地区集会所

使用許可書・領収書

集会所登録番号		番	団体名(木原 裕貴)	
使用日時 令和 7 年 11 月 25 日(火) <input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 9 時 00 分から <input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 12 時 00 分まで		洋室 <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F 和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 30%減免 ※30%減免を受ける団体(登録証原本を提示) <input type="checkbox"/> 市民会館指定団体 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> 福祉センター利用登録団体		
利用料金 710 円 (消費税率10%) (内税 64 円)		登録番号 ()		
活動内容 市政報告会		予定人数 10 人		
申請日 令和 7 年 11 月 1 日 (申請者) フリガナ 木原 裕貴 氏名 住所 芦屋市 町 電話番号		(使用責任者) <input type="checkbox"/> 申請者と同じ フリガナ 氏名 住所 電話番号		
※電話番号は緊急時の連絡にも使用しますので、常時連絡が取れる番号をご記入ください				
※集会所使用 使用日時変更 令和 年 月 日() <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分まで		洋室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F 和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B 三条集会所 芦屋市三条町8-3 0797-35-0501		
※利用日の14日前までに申し出があれば1回に限り変更又は取消が可能です 変更・取消による利用料金還付・追加額(消費税率10%) 既納利用料金(円) - <input type="checkbox"/> 変更後 の利用料金(円) = <input type="checkbox"/> 還付額 (円) 内税(円) <input type="checkbox"/> 取消後 内税(円) <input type="checkbox"/> 追加額 内税(円)				
還付金受領者 令和 年 月 日 (円) 氏名()				
受付印 	芦屋市地区集会所運営協議会連合会 (登録番号)T2700150084605 (受領印) 地区集会所運営協議会会長印 	免除印	変更受付印	取扱者印 



芦屋市議会議員

大原ゆうき

大原裕貴通信 第43号 (2025年秋号)

◆昭和59年2月8日生まれ (41歳)

◆芦屋市立伊勢幼稚園、シドニー日本人学校、

関西学院中学部、関西学院高等部、関西学院大学経済学部卒。

◆卒業後は民間企業でSEとして勤務。現在3期目。



ブログ、日々更新中!
<https://oohara-yuuki.blog.jp/>



01 日本維新の会に離党届を提出しました

10月23日に日本維新の会に離党届を提出しました。

本来であれば、任期満了まで所属するのが筋だと考えていましたが、政権与党との連立という決定は、これまで自分が信じてきた維新の理念、そして議員としての信念との間に、大きな隔たりを感じるものでした。このため、離党という選択をいたしました。

推新だから応援してくださった方には申し訳なく思います。なお、維新の公約として行っている寄附については、任期満了まで継続いたします。今後は、もうこの政党にも属するつもりはありません。会派についても、数の論理のために会派に合流する考えはなく、信頼できるパートナーと出会うまでは封印します。無所属の立場で、市民の皆さんに誠実に向き合い、是々非々の姿勢で市政に取り組んでまいります。

なお、離党届は10月28日付で受理されたとの連絡を受けています。

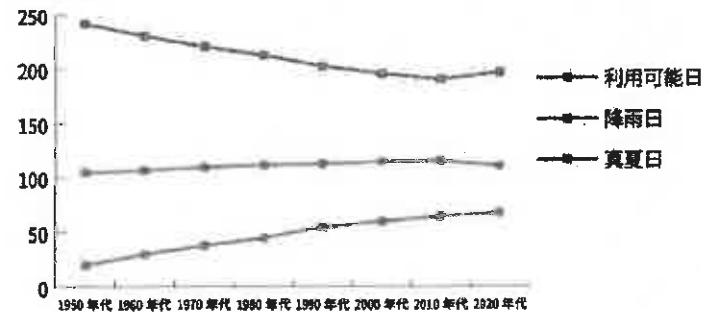
02 酷暑のため、公園が使えない。対応は不要なのか。

9月定例会一般質問「屋外公園の利用日数減少への対応と全天候型施設整備について」より

暑すぎて公園が使えない

気象庁神戸地方気象台のデータを用いて算出したところ、近年の真夏日の増加で公園を安心して利用できる日数が1950年代の約240日から約180日に減少していることが判明(下図)年間のほぼ半分は公園が暑さや雨の影響で公園が使えない。

(単位: 日)



公園が使えないことの弊害

子どもたちが屋外で遊ぶ機会を失い、体力低下や肥満リスクが高まるなど、健康への影響が想定される。公園が果たすべき役割のうち、「市民の健全な休養、レクリエーションの場を提供する」といった部分の機能不全は、市民の健康増進、市の財政への悪影響が出る可能性がある。

確認事項について

以下の点を確認。

- ⇒ 真夏日の増加による公園機能低下を課題と認識しているか。
- ⇒ 駅前再開発ビルへの多世代交流施設の設置を検討できないか。
- ⇒ 国庫補助や民間資金を活用し、公園を全天候型化する考えはあるか。
- ⇒ 「安心して使える公園日数」を政策KPIに位置付ける考えはあるか。

公園が使えないことの弊害

市の答弁は「検討・工夫」に留まった。ただし、課題を公式に認めただけで「再開発ビル=多世代拠点」と位置づけられたのは成果。今後の計画や予算審議の俎上に載せるための布石としては十分意味のある一般質問だったと評価している。

詳しくはこちら



市 政 報 告 会

第4回市政報告会
(通算8, 9回目)

「子育てやまちづくりについて、お話しませんか？」
— 芦屋の“これから”を一緒に考える市政報告会 —
参加料、受付は不要です。ご参加お待ちしております。

11/25(火)10:00~11:30 @三榮集会所

12/07(日)14:00~15:30 @前田集会所

オンライン会議のURLはこちら⇒



ホームページでも情報公開中! <http://oohara-yuuki.jp>

03 令和6年度決算を振り返る

黒字要因は一時的な歳入増

令和6年度決算は黒字に終わる。しかし、それは株式等譲渡所得の増加による個人市民税の上振れが大きく影響している。市民税は結果的には4年連続増加と好調だが、株式等譲渡所得は本来不安定。当初予算編成時に見込むこともできず、素直視はできない。

攻めに転じにくい構造

芦屋市の経常収支比率は92%。自由に使える財源はわずか8%で、人件費や扶助費によって圧迫されている。どこかを増やせば別の分野が削られる構造になっている。収支中心の歳入では「稼ぐ行政」にも限界があり、歳入を増やすためには人口の自然増を促す施策が鍵となる。

単年度主義と黒字処理

黒字が出た場合、歳計剰余金のうち1/2以上を財政調整基金に積み立て、残りを翌年度の繰越金として活用するのが芦屋市のルール。翌年また剰余金が出れば、その一部が再び基金へ回り、結果的に基金が少しずつ積み上がる。繰り越した分も使い切られず、再び剰余となることが多い。

人口減少時代の財政運営

団塊世代が後期高齢者となり、社会でこの層を支えるフェーズに入った。社会保障費が増大し、厳しい財政状況が続く。人口減は固い推計と見込まれている。なるべく人口増を図るプランも大事だが、人口減少社会において行政を破綻させない運営も必要になってくる。今後は攻めと守りの両立が求められる。

基金積立と翌年活用のバランス

将来への備えのため、「全部を基金に積む」という選択肢もあるが、それは一概にベストとも言い切れない。なぜなら、将来への備えは大切だが、今の市民生活を支える事業も大事であるため。だからこそ、歳計剰余金の2分の1以上を財調基金に積み立てるといった仕組みは、その両立を図る制度設計になっている。

詳しくはこちら



04 エリアブランディングに関する疑問

エリアブランディング事業の契約プロセスに疑問

一般質問にて、芦屋市の「茶屋さくら通り周辺官民連携エリアプラットフォーム構築等支援業務委託」に関し、令和6年度に約500万円で笠谷工務店との随意契約が締結された点を取り上げられた。地方自治法施行令第167条の2が定める随意契約の要件（入札不調・緊急性など）には該当し難く、公募プロポーザルではなく随意契約を選択した市側の判断の正当性が問われるという論点。さらに、業者選定委員会提出資料に地域団体署名が影響していた可能性、市職員が署名作成に関与していた点についても、公平性・中立性の観点から疑義が指摘されている。市は経緯の説明と整合性ある資料公開を求められる。

理念と制度の“すき間”をどう埋めるか

この事業は、令和5年度から始まった国庫補助事業で、将来ビジョン策定を含む「地域と行政の協働」を打ち出す事業である。審査では、委託料が約56万円減額されたこと（社会実験が年度内に実施できなかったため）や、契約時点で社会実験の内容が固まっていなかったことが明らかになった。さらに、令和6年度4～8月に委託業者が不在だったため、市が暫定的に事務局役割を担った期間もあり、制度設計と契約運営の間に「空白」や「あいまいさ」が生じているという問題がある。地域の夢や子どもの発想を活かす取組として可能性はあるものの、公共空間の恒常利用可能性・社会実験の機軸・行政の委託依存構造といった点で改善が求められる。

詳しくはこちら



ご意見をお聞かせください

市民のみなさんの声が市政をより良くするヒントになります。市政全般についてのご意見をお聞かせください。匿名で投稿できますので、ぜひこちらのフォームからお寄せください。



夏の公園が暑くて使えない問題

市民の健康と生活を守るために

真夏日の増加により、公園を安全に利用できる日数が大幅に減少している。子ども・高齢者・保護者にとって「公園が使えない日」が常態化し、市民生活に深刻な影響を及ぼしている。

公園利用可能日数の劇的な減少

240

1950年代の利用可能日数
年間約240日、公園を安全に
利用できた時代

180

現在の利用可能日数
真夏日の増加により約60日も減少

60

失われた日数
2か月分の公園利用機会が消失

気候変動の影響により、公園を安全に利用できる日数は1950年代と比較して約25%減少している。この変化は、市民の健康増進や地域コミュニティの形成に大きな支障をきたしている。

市民生活への深刻な影響

子どもへの影響

屋外遊びの機会が減少することで、体力低下や肥満リスクが増加している。身体的な発達だけでなく、社会性の育成にも悪影響を及ぼす。

- 運動能力の低下
- 肥満傾向の増加
- 社会性発達の遅れ

高齢者への影響

日常的な運動機会が失われることで転倒リスクが高まり、生活習慣病の悪化につながる。健康寿命の短縮が懸念される。

- 転倒・骨折リスクの増加
- 生活習慣病の悪化
- 社会的孤立の深刻化

保護者への影響

涼しい遊び場を求めて遠方の施設へ移動する必要が生じ、経済的・時間的負担が増大している。

- 交通費の増加
- 移動時間の負担
- 施設利用料の支出

公園の本来機能の低下

01

市民の休養・レクリエーションの場

都市公園法で定められた基本的な機能が暑さにより十分に果たせていない

02

健康増進拠点としての価値低下

日常的な運動や散歩の場としての役割が機能不全に陥っている

03

防災拠点機能の制約

災害時の避難場所としての活用にも支障が生じる可能性がある

提案と市の回答

主な質問・提案内容

1. 公園の暑さによる機能低下を課題と認識しているか
2. 駅前再開発ビル等を活用した多世代交流施設の検討
3. 国庫補助・民間資金を活用した全天候型公園への整備
4. 「安心して公園を利用できる日数」のKPI設定

市からの回答

- ・ 市長: 猛暑で公園が使いにくい状況を認識している
- ・ 部長: 全面的な全天候型化は困難だが、リニューアル時に日陰・ミスト設備などを工夫する方針
- ・ KPI化: 市として設定が難しいとの回答

市は課題を認識しているものの、抜本的な対策については慎重な姿勢を示している。段階的な改善を図る方針である。

今後の展望と課題

1

成果の確認

市が課題を正式に認め、多世代交流拠点としての位置づけを確認できた点は一定の前進である

2

具体的計画の策定

今後は具体的な公園整備計画と優先順位づけが必要となる。財源確保と実施時期の明確化が求められる

3

安全な環境づくり

子どもや高齢者が安心して利用できる環境整備が最優先課題である。市民の健康と生活の質の向上に直結する

公園は市民生活の基盤である。気候変動に対応した公園整備により、全ての世代が安心して利用できる環境を実現することが、これからの市政に求められている。

芦屋市エリアブランディング事業の問題点

随意契約と決算から見える構造的課題の分析

事業の基本構造

事業の名称と目的

芦屋市が推進する「エリアブランディング事業」は、市民参加型のまちづくり支援を掲げてスタートした。しかし実態として、実施主体・契約スキーム・意思決定プロセスの全てにおいて透明性が欠如している。

本来、市民と行政が対等な立場で協働すべき事業において、誰が何を決定しどのように予算が執行されているのかが見えない構造となっている。

□ 主な問題領域

- ・ 随意契約の適正性
- ・ 事業主体の不明確さ
- ・ 意思決定の不透明性
- ・ 成果評価の不在

随意契約の構造的問題

推薦書方式の疑義

市は複数の推薦書を根拠に随意契約を実施しているが、推薦書の提出は市職員が依頼しており、実質的には「指名」に近い。競争性確保という随意契約の要件が満たされていない可能性が高い。

審査体制の機能不全

企画部は「手続きに問題ない」という答弁を繰り返すのみ。契約手続の妥当性を検証すべき契約課や監査部門が十分に機能しておらず、チェック機能が働いていない。

責任の所在が見えない

市長部局

行政としての立場と責任範囲が不明確

AP会議

メンバー構成・議事録・意思決定過程が全て非公開

外部団体

市民参加なのか業務委託なのか曖昧

市民視点

誰が決定し、誰が実行しているのか全く見えない状態

市長部局・AP会議・外部団体の役割が入り混じり、責任の所在が極めて曖昧である。
市民から見ても「誰が決めて動かしているのか」が分からない状態が続く。

市長関与の二重性

「市民として参加」の矛盾

市長は「市民として参加している」と説明するが、実際として市長の存在が事業の方向性に強い影響を与えている。

曖昧な境界線とガバナンス上の問題

本来、市民参加と行政主導は明確に線引きされるべき。しかし現状では、その境界が曖昧なまま事業が進行しており、ガバナンス上の重大な問題を孕んでいる。

成果評価の不在と決算上の課題



目標設定の曖昧さ

KPI（成果指標）が存在せず、何を達成すれば成功なのか不明。使われた予算に対して何が「成果」だったのが評価できない状態である。



答弁の説得力欠如

企画部長の答弁は「問題ない」の一点張りであり、説得力に欠ける。情報公開を求めても資料提出が限定的で、透明性が確保されていない。



制度の"すき間"利用

随時契約の制度趣旨と実際の運用が一致していない。市民参加を掲げながら実際は行政主導であり、理念と制度のすき間でグレーな運用が行われている。

今後の改善方向

①

推薦書方式の見直し

随意契約の競争性確保要件を満たす仕組みへの転換

②

AP会議の情報公開

議事録・参加者名簿の公開による透明性の確保

③

事業KPIの設定

明確な成果指標による事業評価体制の構築

④

契約審査体制の強化

契約課・監査部門によるチェック機能の実効化

⑤

市民参加のあり方再設計

行政主導と市民参加の明確な線引きと対等な協働関係の構築

市民参加を否定しているわけではない。しかし行政プロセスがブラックボックス化すれば、事業全体の信頼性が損なわれる。ブランディングは本来、市民と行政が対等につくるものである。




政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	2				
支出年月日	令和 7 年 11 月 2 日				
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
<h1>別紙参照</h1> <p style="text-align: right;">※開催案内 配布資料は R7.11.1分に添付</p>					
充当内容 (按分の計算方法)	¥810 (100%)				
その他	市政報告会会場 (前田集会所洋室B) 利用料 ※12月7日開催				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

芦屋市立地区集会所

使用許可書・領収書


集会所登録番号		番	団体名(大原 裕貴)	
使用日時 令和 7 年 12 月 7 日(日) <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 13 時 00 分から <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 17 時 00 分まで		洋室 <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F 和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 30%減免 ※30%減免を受ける団体(登録証原本を提示) <input type="checkbox"/> 市民会館指定団体 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> 福祉センター利用登録団体		
利用料金 (消費税率10%) 810 円 (内税 73 円)		登録番号 ()		
活動内容 市政報告会		予定人数 10 人		
申請日 令和 7 年 11 月 2 日 (申請者) フリガナ 木原 ユウキ 氏名 大原 裕貴 住所 芦屋市 [] 町 [] 電話番号 []		(使用責任者) <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ フリガナ 氏名 住所 電話番号		
※電話番号は緊急時の連絡にも使用しますので、常時連絡が取れる番号をご記入ください				
※集会所使用 使用日時変更 令和 年 月 日() <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分まで		洋室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F 和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B		
※利用日の14日前までに申し出があれば1回に限り変更又は取消が可能です 変更・取消による利用料金還付・追加額(消費税率10%) 既納利用料金(円) - <input type="checkbox"/> 変更後 の利用料金(円) = <input type="checkbox"/> 還付額 (円) 内税(円) <input type="checkbox"/> 取消後 内税(円) <input type="checkbox"/> 追加額 内税(円)				
還付金受領者 令和 年 月 日 (円) 氏名()				
受付印 	芦屋市地区集会所運営協議会連合会 (登録番号)T2700150084605 (受領印) 地区集会所運営協議会会長印 	免除印	変更受付印	取扱者印 

2025.01

前田集会所 芦屋市前田町8-17


0797-23-3899

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	3
支出年月日	令和 7 年 11 月 7 日
項 目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
 リパーク芦屋西山町第2 令 頁 又 書 精算機 #01 A 精算No.000552 車室番号 (自動車) 4 入庫時刻 2025年11月 7日(金) 10:42 精算時刻 2025年11月 7日(金) 13:01 駐車料金 A料金 800円 ===== 合 計 800円 (内税10%対象額 800円) 現金領収金額 800円 現金入金額 1,000円 釣銭 200円 三井不動産リアルティ株式会社 登録番号 T8010001140514	
※ 関係案内、配布資料等 R7.11.1分に添付	
充 当 内 容 (按分の計算方法)	¥800 (100%)
そ の 他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (三条町406枚配布)

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	4
支出年月日	令和 7 年 11 月 10 日
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
 <p>リパーク芦屋西山町第2</p> <p>領 収 書</p> <p>精算機 #01 A 精算No.000639 車室番号 (自動車) 11 入庫時刻 2025年11月10日(月) 14:04 精算時刻 2025年11月10日(月) 16:27 駐車料金 A料金 800円 ===== 合 計 800円 (内税10%対象額 800円) 現金領収金額 800円 現金入金額 1,000円 釣銭 200円</p> <p>三井不動産リアルティ株式会社 登録番号 T8010001140514</p> <p style="text-align: right;">※用紙案内、配布資料 R7.11.1分に添付</p>	
充当内容 (按分の計算方法)	¥800 (100%)
その他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (三条町305枚配布)

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	5
支出年月日	令和 7 年 11 月 11 日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<p>P. ZONE 芦屋西山町 極東開発パーキング(備税)10% T9140001072099</p> <p>《領収書》 [NO. 13] 25年11月11日14:25 -- 11月11日16:44 駐車料金 800円</p> <p>合計 800円</p> <p>お預り 1,000円 お釣 200円 NO.005501</p> <p style="margin-top: 20px;">※用紙案内-配布資料は R7.11.1分に添付</p>	
充当内容 (按分の計算方法)	¥800 (100%)
その他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (山芦屋町360枚配布)


- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	6
支出年月日	令和7年11月13日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<p>P. ZONE 芦屋西山町 極東開発パーキング(税込)10% T9140001072099</p> <p>《領収書》 [No. 13] 25年11月13日14:30 -- 11月13日17:00 駐車料金 800円</p> <p>合計 800円</p> <p>お預り 1,000円 お釣 200円 NO.005542</p> <p>※ 用紙案内、配布資料は R7.11.1分に添付</p>	
充当内容 (按分の計算方法)	¥800 (100%)
その他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (山芦屋町161枚、西山町203枚配布)

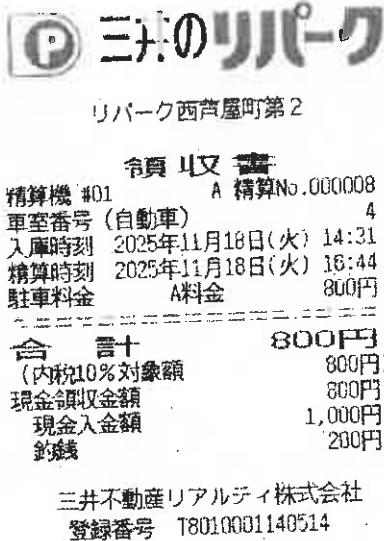
- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	7
支出年月日	令和7年11月14日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
 リパーク芦屋西山町第2 令和7年11月14日 精算機 #01 A 精算No.000767 車室番号 (自動車) 2 入庫時刻 2025年11月14日(金) 14:49 精算時刻 2025年11月14日(金) 17:02 駐車料金 A料金 800円 ===== 合 計 800円 (内税10%対象額 800円) 現金領収金額 800円 現金入金額 1,000円 釣銭 200円 三井不動産リアルティ株式会社 登録番号 T8010001140514 必須催案内、配付資料は R7.11.1日に添付	
充当内容 (按分の計算方法)	¥800 (100%)
その他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (西山町197枚、月若町326枚配布)

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	8
支出年月日	令和 7 年 11 月 18 日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
 <p>三井のリパーク リパーク西芦屋町第2</p> <p>領収書 精算機 #01 A 精算No.000008 車室番号 (自動車) 4 入庫時刻 2025年11月18日(火) 14:31 精算時刻 2025年11月18日(火) 18:44 駐車料金 A料金 800円</p> <p>合 計 800円 (内税10%対象額 800円) 現金領収金額 800円 現金入金額 1,000円 釣銭 200円</p> <p>三井不動産リアルティ株式会社 登録番号 T8010001140514</p> <p>※南催事内、配布資料付 27.11.1分に添付</p>	
充当内容 (按分の計算方法)	¥800 (100%)
その他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (月若町35枚、西芦屋町313枚、三条南町252枚配布)


- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	10
支出年月日	令和 7 年 11 月 20 日
項 目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<h3 style="margin: 0;">領 収 書</h3> <p style="margin: 5px 0;">ご利用車室 No.02</p> <p style="margin: 5px 0;">入庫日時 2025/11/20 14:12</p> <p style="margin: 5px 0;">精算日時 2025/11/20 16:47</p> <p style="margin: 5px 0;">ご利用額 700円</p> <p style="margin: 5px 0;">受入額 1200円</p> <p style="margin: 5px 0;">お 釣 り 500円</p> <p style="margin: 5px 0;">但し 駐車場ご利用代金として</p> <p style="margin: 5px 0;">エコロパーク 芦屋清水町第1</p> <p style="margin: 5px 0;">No.00-00000-251120-0003</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: 1.2em;">*由催案内・面配布資料</p> <p style="font-size: 1.2em;">R7.11.1分に添付</p> </div>	
充 当 内 容 (按分の計算方法)	¥700 (100%)
そ の 他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (前田町195枚、川西町281枚配布)

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	//				
支出年月日	令和 7 年 11 月 25 日				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・情報活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
 リパーク芦屋西山町第2 領収書 精算機 #01 A 精算No.000196 車室番号 (自動車) 7 入庫時刻 2025年11月25日(火) 09:52 精算時刻 2025年11月25日(火) 12:17 駐車料金 A料金 800円 ===== 合 計 800円 (内税10%対象額 800円) 現金領収金額 800円 現金入金額 1,000円 釣銭 200円 三井不動産リアルティ株式会社 登録番号 T8010001140514 ※用値率内、配布資料は R7.11.1分に添付					
充当内容 (按分の計算方法)	¥800 (100%)				
その他	市政報告会実施のために要した駐車場代				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。




政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	13
支出年月日	令和 7 年 12 月 27 日
項 目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<h1>別紙参照</h1>	
充当内容 (按分の計算方法)	¥1,520 (710+810) (100%)
そ の 他	市政報告会会場 (翠ヶ丘集会所洋室C、春日集会所洋室A) 利用料 ※2月2日、2月8日開催

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

芦屋市立地区集会所

使用許可書・領収書




集会所登録番号		番	団体名(大原 裕貴)	
使用日時 令和 8 年 2 月 2 日(月) <input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 9 時 00 分 から <input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 12 時 00 分 まで		洋室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input checked="" type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F 和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 30%減免 ※30%減免を受ける団体(登録証原本を提示) <input type="checkbox"/> 市民会館指定団体 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> 福祉センター利用登録団体		
利用料金 710 円 (消費税率10%) (内税 64 円)		登録番号 ()		
活動内容 市政報告会		予定人数 10 人		
申請日 令和 7 年 12 月 27 日 (申請者) 林ハナ エウキ フリガナ 氏名 大原 裕貴 住所 芦屋市 [] 町 [] 電話番号 []		(使用責任者) <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ フリガナ 氏名 [] 住所 [] 電話番号 []		
※電話番号は緊急時の連絡にも使用しますので、常時連絡が取れる番号をご記入ください				
※集会所専用 使用日時変更 令和 年 月 日() <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分 から <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分 まで		洋室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F 和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B		
※利用日の14日前までに申し出があれば1回に限り変更又は取消が可能です 変更・取消による利用料金還付・追加額(消費税率10%)				
既納利用料金(円) <input type="checkbox"/> 変更後 の利用料金(円) = <input type="checkbox"/> 還付額 (円) 内税(円) <input type="checkbox"/> 取消後 内税(円) <input type="checkbox"/> 追加額 内税(円)		還付金受領者 令和 年 月 日 () 氏名()		
受付印 	芦屋市地区集会所運営協議会連合会 (登録番号)T2700150084605 (受領印) 地区集会所運営協議会会長印 	免除印	変更受付印	取扱者印 

翠ヶ丘集会所 芦屋市翠ヶ丘町9-15

0797-22-2475 13-1

芦屋市立地区集会所

使用許可書・領収書

集会所登録番号		番	団体名(大原 裕貴 市政報告会)		
使用日時 令和 8 年 2 月 8 日(日) <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 13 時 00 分から <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 17 時 00 分まで			洋室 <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F 和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 30%減免 ※30%減免を受ける団体(登録証原本を提示) <input type="checkbox"/> 市民会館指定団体 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> 福祉センター利用登録団体		
利用料金 210 円 (消費税率10%) (内税 73 円)			登録番号 ()		
活動内容 市政報告会			予定人数 10 人		
申請日 令和 7 年 12 月 27 日					
(申請者) フリガナ 大原 裕貴 氏名 大原 裕貴 住所 芦屋市 [] 町 [] 電話番号 []			(使用責任者) <input type="checkbox"/> 申請者と同じ フリガナ 氏名 住所 電話番号		
※電話番号は緊急時の連絡にも使用しますので、常時連絡が取れる番号をご記入ください					
※集会所使用欄 使用日時変更 令和 年 月 日() <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分まで			洋室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F 和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B		
※利用日の14日前までに申し出があれば1回に限り変更又は取消が可能です 変更・取消による利用料金還付・追加額(消費税率10%)					
既納利用料金(円) - <input type="checkbox"/> 変更後 の利用料金(円) = <input type="checkbox"/> 還付額 (円) 内税(円) <input type="checkbox"/> 取消後 内税(円) <input type="checkbox"/> 追加額 内税(円)					
還付金受領者 令和 年 月 日 (円) 氏名()					
受付印 	芦屋市地区集会所運営協議会連合会 (登録番号)T2700150084605 (受領印) 地区集会所運営協議会会長印 		免除印	変更受付印	取扱者印 

2025.01

13-2

春日集会所 芦屋市春日町13-17

0797-32-5377



芦屋市議会議員

大原ゆうき

大原ゆうき通信 第44号(2025年冬号)

- ◆ 昭和59年2月8日生まれ(41歳)
- ◆ 芦屋市立伊勢幼稚園、シドニー日本人学校、関西学院中学部、関西学院高等部、関西学院大学経済学部卒。
- ◆ 卒業後は民間企業でSEとして勤務。現在3期目。

ブログ、日々更新中!
<https://oohara-yuuki.blog.jp/>



01 JR芦屋駅南再開発。市負担は約2.5倍に。今やるべき現実的な見直し

スケジュールの変更

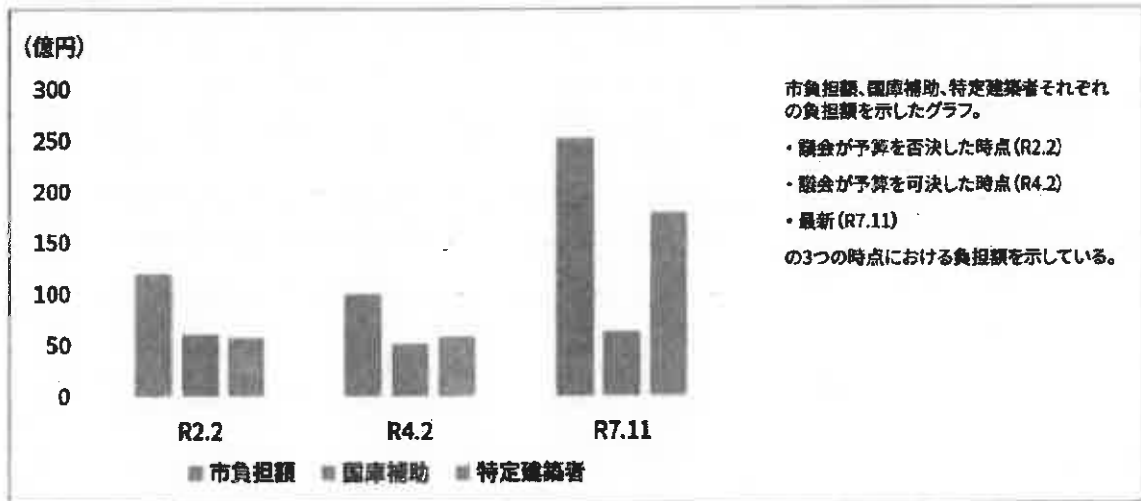
再開発の完成時期について、当初は「令和11年9月完了」とされていたが、現在の見直しでは「令和12年度末の完了」とされている。用地取得の一部については、兵庫県の出用委員会による手続きが進行中であり、状況によってはスケジュールがさらに後ろ倒しになる可能性がある。現地では既に多くの建物が解体されており、事業を中止する段階ではなく、進めながら現実的な対応を検討すべき局面に入っている。

事業費の変更

再開発の総事業費は、特定建築者分を除いた場合で277.3億円とされており、このうち市の負担額は約214億円である。さらに、建築費高騰や事業の長期化による特定建築者負担における増加分38.2億円についても、最終的には芦屋市が負担することになるとの答弁があった。結果として、市負担が実質的にさらに増える構造となっている。

議会としての反省点

再開発を巡っては、議会による予算否決が続いた結果、事業が約2年間足止めされることとなった。当時はここまで物価高騰を見通すことはできなかったが、結果として判断の遅れが負担増につながった可能性は否定できない。個人としては再開発を進める立場で賛成してきたが、議会として行ってきた判断については、反省すべきものであると考えている。



今後どうしていくべきか

公益施設の床面積が大きくなるほど、市の負担は増える。直近の報告では、公益施設に関する市負担は約12.8億円とされている。事業費が大きく膨らんだ現状において、当初想定されてきた規模感をそのまま追い求める余裕はない。

駅前賑わいという観点では、民間活力を生かす方が現実的な場合も多く、市が最終的に負担せざるを得ない非難額38.2億円を抑えられる可能性がある。公益施設は現時点では未確定。面積や用途を聖域とせず、現実的な市負担を踏まえて見直すべき局面にあるのではないかと。

詳しくはこちら



ホームページでも情報公開中! <https://oohara-yuuki.jp>

02 道路公園施設包括管理業務委託における重大な契約上の問題

契約について

道路公園施設包括管理業務は、2025年4月から3年間の契約となっている。市は3社による共同企業体(JV)を選定したとされるが、締結された契約書には受託者として単独の株式会社名が記載されていた事実が確認されている。

契約書の表記の違い

契約書にはJVではなく単社の名称が記載されていた。一方、庁内決裁では契約先をJVとする旨が記されていたと答弁があったが、実際の書類上の記載には食い違いがあり、郵送で契約を交わした際に確認が漏れたことによるものであるとの答弁があった。

協定書と答弁内容

JV構成3社の押印による協定書が締結されており、JVとしてのルールが全て記載されている。しかし、協定書の内容や運用に関しては、本会議で「係争中につき答えられない」とされ、具体的な説明は行われなかった。

委託料の支払口座

本会議答弁では、包括管理業務に係る委託料の受取口座が単社名義であると説明された。協定書にはJV名義の口座を想定する記載があるものの、実際には2025年度ですでに約3億2,000万円が単社名義口座に振り込まれているとされる。

契約修正の認識のズレ

4月時点で契約書の表記誤りに気づいていたと答弁があったが、当時は修正不要とされたという。現在は修正が必要とし、手続きを進めているとの説明があった。しかし判断の時期や決定者については明確に示されなかった。引き続き委員会審議等で確認が必要である。

詳しくはこちら



03 一般質問について

ごみ収集におけるカラス対策に関する提案について

カラスによるごみ散乱が市内で続いている。ボックス型のネット設置が最適解に近い対応だが、道路幅員や収集後の片付けの問題などがあり、全市的に広げるのが難しい。ネット等の対策ではなく、各家庭のごみの出し方の改善に活路を見出し、内袋による二重包装などの対策案を提案。現地の実態やカラスの身体構造などから考えると内袋使用時の効果が期待できると考えられる一方で、全市導入が現実的かどうかは検証が必要であるとの感覚がある。限られたエリアでのトライアル実施を通じて、効果の有無を確認し、全市的な課題解決につなげるべきだと提案した。

心理バイアスを踏まえた防災訓練・啓発の在り方について

市民の意識が「強い関心層」と「考えないようにしている層」に分かれている点を課題として取り上げた。背景には、災害を過小評価してしまう正常性バイアスなど、人の心理的特性があると考えられる。そこで、単なる啓発にとどまらず、こうした心理面を踏まえた防災施策が必要であると提案した。行動につながる防災とするためには、市民の意識や行動の特性を前提にした仕組みづくりが重要である。

詳しくはこちら



市 政 報 告 会

第5回 市政報告会
(通算10~12回目)

2/2(月)10:00~ ● 羅ヶ丘集会所
2/8(日)14:00~ ● 春日集会所
2/9(月)10:00~ ● オンライン

「子育てやまちづくりについて、お話しませんか？」
— 声援の「これから」を一緒に考える市政報告会 —
参加料、受付は不要です。ご参加お待ちしております。

オンライン会議のURLはこちら▶



道路・公園・街路樹包括管理業務の概要

令和6年度までは道路・公園の包括管理業務と街路樹の包括管理業務を別々に発注していた。
道路・公園は(株)笠谷工務店に、街路樹は芦屋造園協同組合に委託する形だった。

令和7年度からは一本化し、道路・公園・街路樹をまとめて管理する包括管理業務として実施。
本事業は3年間で約18億円規模となる長期・大規模な委託事業である。

事業者選定

公開プロポーザル方式により実施

委託事業者

笠谷工務店、池本建設、協立道路
サービスによる共同企業体 (JV)

契約方法

市長の専決処分により締結

事業に対する議会の対応

本事業の契約は議会の議決対象ではない。

しかし、議会は事業内容や執行体制に対する懸念を踏まえ、令和7年度予算の議決において

「道路公園施設等包括管理業務について、適正に事務執行するよう求める附帯決議」を行った。



市内事業者活用をめぐる問題

提案内容

受託事業者は、「協力会社のうち8割を市内事業者とすること」「発注額の9割を市内事業者に発注すること」を条件として提案を行った。

評価の重要性

市内事業者の活用は芦屋市として重要視している点であり、プロポーザルの評価項目においても高い配点が設定されていた。

体制の未確定

企画書提出時点では、協力会社の具体的な体制は未定だった。議会から厳しい指摘があるも、市からは明確な担保方法や具体的な説明は示されなかった。

令和7年4月1日の事業開始以降、1年近い月日が経過する現在においても、市内事業者9割活用、発注額9割を市内事業者に発注するという条件が一度も達成されたことはない。現時点においても、これらの条件がいつ達成されるのかについて明確な見通しは示されていない。

契約の問題：委託料の支払いと責任の所在

公費支出の現状

包括管理業務の委託料は、3年間で多額の公費が支出される契約である。この委託料は契約書に記載された笠谷工務店名義の口座に支払われており、既に約3億2,000万円が振り込まれている。

契約書上の問題

契約上の相手方および公費の受取先は、笠谷工務店株式会社である。

事業実態の曖昧さ

市は本事業をJV（共同企業体）による事業と説明しており、責任の所在が不明瞭である。

契約書面上の単独企業との契約と、JVとして複数社が関与する実際の業務実態との間に大きなズレが生じ、契約上の責任の所在が不明瞭である。

全体としての整理

本事業は約18億円規模の長期・大規模事業でありながら、契約は専決処分により締結され、議会の関与は限定的。以下のように問題のある契約が議会をスルーしてしまっている。

01	02
市内事業者活用の未履行	契約書と事業実態のズレ
選定時の重要条件が履行されていない状況が継続している	単独契約とJV実態の不一致が問題視されている
03	04
多額の公費支出	今後の検証課題
すでに約3億2,000万円が支出されている事実	事業者選定、契約手続き、履行確認の在り方について改めて検証が必要

12月定例会では、契約の適正性や履行管理の在り方が強く問われた。
今後、同様の事案を繰り返さないためにも、改めて検証が必要である。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	14																					
支出年月日	令和 8 年 1 月 9 日																					
項 目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																					
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																						
<div style="text-align: center;"> <p>領収書</p> <p>エコロシテイ株式会社 登録番号 T30104G1170578 車室No.10</p> <hr/> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>入庫時刻</td> <td>2026/01/09</td> <td>11:00</td> </tr> <tr> <td>精算時刻</td> <td>2026/01/09</td> <td>13:04</td> </tr> <tr> <td>駐車料金</td> <td></td> <td>800円</td> </tr> </table> <hr/> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>合計</td> <td>10%対象</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内 消費税額</td> <td>72円</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>釣銭</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> </table> <hr/> <p>エコロパーク 芦屋親王塚第1</p> </div> <p style="margin-top: 20px; font-size: 1.2em;">※ 配布資料、関係案内には、 R7.12.27分に添付</p>		入庫時刻	2026/01/09	11:00	精算時刻	2026/01/09	13:04	駐車料金		800円	合計	10%対象	800円		内 消費税額	72円	お預り		1,000円	釣銭		200円
入庫時刻	2026/01/09	11:00																				
精算時刻	2026/01/09	13:04																				
駐車料金		800円																				
合計	10%対象	800円																				
	内 消費税額	72円																				
お預り		1,000円																				
釣銭		200円																				
充当内容 (按分の計算方法)	¥800 (100%)																					
その他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (親王塚町209枚、翠ヶ丘町232枚配布)																					

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	15																										
支出年月日	令和 8 年 1 月 13 日																										
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費																						
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費																						
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																											
<p>アメニティパーク 翠ヶ丘町駐車場</p> <p>コールセンター (受付) TEL 06-6848-8008</p> <p>領収書修正</p> <table border="0"> <tr> <td>精算機 #01</td> <td>A 精算No.000436</td> </tr> <tr> <td>発券機 #01</td> <td>発券No.067318</td> </tr> <tr> <td>入庫時刻</td> <td>2026年 1月13日(火) 14:59</td> </tr> <tr> <td>出庫時刻</td> <td>2026年 1月13日(火) 17:11</td> </tr> <tr> <td>駐車時間</td> <td>2:12</td> </tr> <tr> <td>駐車料金</td> <td>A料金 700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">=====</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>現金領収額</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>お釣り</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p>合計は消費税率10%対象です。 株式会社アメニティライフ 登録番号 T6120001060406 またのご利用をお待ちしております。</p> <p style="text-align: right;">※用紙案内、 配布資料は R9.12.27分に添付</p>						精算機 #01	A 精算No.000436	発券機 #01	発券No.067318	入庫時刻	2026年 1月13日(火) 14:59	出庫時刻	2026年 1月13日(火) 17:11	駐車時間	2:12	駐車料金	A料金 700円	=====		合計	700円	現金領収額	700円	お預り	1,000円	お釣り	300円
精算機 #01	A 精算No.000436																										
発券機 #01	発券No.067318																										
入庫時刻	2026年 1月13日(火) 14:59																										
出庫時刻	2026年 1月13日(火) 17:11																										
駐車時間	2:12																										
駐車料金	A料金 700円																										
=====																											
合計	700円																										
現金領収額	700円																										
お預り	1,000円																										
お釣り	300円																										
充当内容 (按分の計算方法)	¥700 (100%)																										
その他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (親王塚町586枚配布)																										

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	16																						
支出年月日	令和 8 年 1 月 14 日																						
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																						
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																							
<p>アメニティパーク 翠ヶ丘町駐車場</p> <p>コールセンター (受付) TEL 06-6848-8008</p> <p>金額引当証</p> <table border="0"> <tr> <td>精算機 #01</td> <td>A 精算No.000468</td> </tr> <tr> <td>発券機 #01</td> <td>発券No.067342</td> </tr> <tr> <td>入庫時刻</td> <td>2026年 1月14日(水) 14:33</td> </tr> <tr> <td>出庫時刻</td> <td>2026年 1月14日(水) 17:11</td> </tr> <tr> <td>駐車時間</td> <td>2:38</td> </tr> <tr> <td>駐車料金</td> <td>A料金 700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">=====</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>現金領収額</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>お釣り</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p>合計は消費税率10%対象です。 株式会社アメニティライフ 登録番号 T6120001060406 またのご利用をお待ちしております。</p> <p style="text-align: right;">※用紙案内、配布資料を R7.12.27に添付</p>		精算機 #01	A 精算No.000468	発券機 #01	発券No.067342	入庫時刻	2026年 1月14日(水) 14:33	出庫時刻	2026年 1月14日(水) 17:11	駐車時間	2:38	駐車料金	A料金 700円	=====		合計	700円	現金領収額	700円	お預り	1,000円	お釣り	300円
精算機 #01	A 精算No.000468																						
発券機 #01	発券No.067342																						
入庫時刻	2026年 1月14日(水) 14:33																						
出庫時刻	2026年 1月14日(水) 17:11																						
駐車時間	2:38																						
駐車料金	A料金 700円																						
=====																							
合計	700円																						
現金領収額	700円																						
お預り	1,000円																						
お釣り	300円																						
充当内容 (按分の計算方法)	¥700 (100%)																						
その他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (親王塚町308枚、翠ヶ丘町158枚、楠町201枚配布)																						


- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	17																
支出年月日	令和 8 年 1 月 15 日																
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費												
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費												
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																	
<p>領収書</p> <p>ナビパーク芦屋楠町第1 スターツ関西株式会社 登録番号 17120901017371 消費税率 内税10%</p> <p>※用紙裏面に配布資料は R7.12.27に添付</p> <table> <tr> <td>駐車番号</td> <td>005番</td> </tr> <tr> <td>入庫時間</td> <td>01月15日 15:54</td> </tr> <tr> <td>出庫時間</td> <td>01月15日 17:00</td> </tr> <tr> <td>請求金額</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>領収日</td> <td>2026年01月15日</td> </tr> </table>						駐車番号	005番	入庫時間	01月15日 15:54	出庫時間	01月15日 17:00	請求金額	400円	現金	400円	領収日	2026年01月15日
駐車番号	005番																
入庫時間	01月15日 15:54																
出庫時間	01月15日 17:00																
請求金額	400円																
現金	400円																
領収日	2026年01月15日																
充当内容 (按分の計算方法)	¥400 (100%)																
その他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (楠町306枚配布)																

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

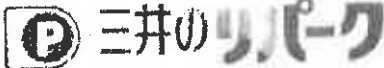
政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	18
支出年月日	令和 8 年 1 月 16 日
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
 <p>リパーク阪神打出駅前第2</p> <p>領収書</p> <p>精算機 #01 A 精算No.000094 車室番号(自動車) 9 入庫時刻 2026年 1月16日(金) 10:24 精算時刻 2026年 1月16日(金) 12:45 駐車料金 A料金 1,100円 ===== 合 計 1,100円 (内税10%対象額 1,100円) 現金領収金額 1,100円 現金入金額 1,100円 釣銭 0円</p> <p>三井不動産リアルティ株式会社 登録番号 T8010001140514</p>	
充当内容 (按分の計算方法)	¥1,100 (100%)
その他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (楠町401枚、春日町232枚配布)

※用紙案内、
 既に配布済み
 27.12.27に添付

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	19
支出年月日	令和 8 年 1 月 19 日
項 目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできません。)	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>三井のリパーク</p> <p>リパーク芦屋春日町</p> <p>領収書</p> <p>精算機 #01 A 精算No.000049 車室番号(自動車) 4 入庫時刻 2026年 1月19日(月) 10:35 精算時刻 2026年 1月19日(月) 11:53 駐車料金 A料金 800円</p> <hr/> <p>合 計 800円</p> <p>(内税10%対象額 800円)</p> <p>現金領収金額 800円</p> <p>現金入金額 1,000円</p> <p>釣銭 200円</p> <p>三井不動産リアルティ株式会社 登録番号 T8010001140514</p> </div> <div style="text-align: right; font-style: italic;"> <p>※ 用紙裏面、配研資料は R7.12.27に添付</p> </div> </div>	
充 当 内 容 (按分の計算方法)	¥800 (100%)
そ の 他	市政報告会案内配布に要した駐車場代 (春日町141枚配布)

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	20										
支出年月日	令和 8 年 2 月 3 日										
項目 (該当項目に〇をつけてください)	<table border="0"> <tr> <td>調査研究費</td> <td>研修費</td> <td>広報費</td> <td>広聴費</td> <td>要請・陳情活動費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>資料作成費</td> <td>資料購入費</td> <td>人件費</td> <td>事務所費</td> </tr> </table>	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費							
会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費							
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)											
<p>領収書</p> <p>様</p> <hr/> <p>[証紙切手引受] 第一種定形 10.0g ①110 1通 ¥110</p> <hr/> <p>小計 ¥110</p> <hr/> <p>郵便物引受合計通数 1通 課税計(10%) ¥110 (内消費税等(10%) ¥10) 非課税計 ¥0</p> <hr/> <p>△計 ¥110 □計 お預り金額 ¥110</p> <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2026年 2月 3日 16:13 発行No. 260203A8083 端N43箱01 連絡先: 芦屋伊勢郵便局 TEL: 0797-32-1574</p>											
充当内容 (按分の計算方法)	¥110 (100%)										
その他	公文書公開請求書提出に要した郵送費 (普通郵便1通)										

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	21																								
支出年月日	令和 8 年 3 月 27 日																								
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費																				
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費																				
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																									
<p>芦屋市有ドライブウェイ 芦屋料金所</p> <p>兵庫県芦屋市奥池南町34番地1号 TEL 0797-38-0001 登録番号 T4140001032990</p> <p>領収書</p> <table> <tr> <td>精算機 #15</td> <td>A 精算No.000164</td> </tr> <tr> <td>発券機 #08</td> <td>発券No.014618</td> </tr> <tr> <td>入場時刻</td> <td>2026年 3月27日(金) 10:47</td> </tr> <tr> <td>出場時刻</td> <td>2026年 3月27日(金) 11:07</td> </tr> <tr> <td>通行時間</td> <td>0:20</td> </tr> <tr> <td>通行料金</td> <td>A料金 420円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>現金領収額</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>お釣り</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>現金領収額は消費税率10%の対象です またのご利用をお待ちしております。</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">別紙参照</p>						精算機 #15	A 精算No.000164	発券機 #08	発券No.014618	入場時刻	2026年 3月27日(金) 10:47	出場時刻	2026年 3月27日(金) 11:07	通行時間	0:20	通行料金	A料金 420円	合計	420円	現金領収額	420円	お預り	420円	お釣り	0円
精算機 #15	A 精算No.000164																								
発券機 #08	発券No.014618																								
入場時刻	2026年 3月27日(金) 10:47																								
出場時刻	2026年 3月27日(金) 11:07																								
通行時間	0:20																								
通行料金	A料金 420円																								
合計	420円																								
現金領収額	420円																								
お預り	420円																								
お釣り	0円																								
充当内容 (按分の計算方法)	¥1,940 (710+810+420) (100%)																								
その他	市政報告会会場利用料、芦屋ドライブウェイ通行料 ※5月21日、5月24日開催																								

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

芦屋市立地区集会所

使用許可書・領収書

集会所登録番号		番 団体名 ()	
使用日時 令和 8 年 5 月 21 日 (木) <input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 10 時 00 分から <input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 12 時 00 分まで		洋室 <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F 和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 30%減免 ※30%減免を受ける団体(登録証原本を提示) <input type="checkbox"/> 市民会館指定団体 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> 福祉センター利用登録団体	
利用料金 710 円 (消費税率10%) (内税 64 円)		登録番号 ()	
活動内容 市政報告会		予定人数 10 人	
申請日 令和 8 年 3 月 27 日 (申請者)		(使用責任者) <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ	
フリガナ 氏名 木原 裕貴 住所 芦屋市 [] 町 電話番号 []		フリガナ 氏名 住所 電話番号	




※電話番号は緊急時の連絡にも使用しますので、常時連絡が取れる番号をご記入ください。

※集会所使用欄 使用日時変更 令和 年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分まで		洋室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F 和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B	
※利用日の14日前までに申し出があれば1回に限り変更又は取消が可能です。 変更・取消による利用料金還付・追加額 (消費税率10%)			
既納利用料金 (円) 内税 (円)	<input type="checkbox"/> 変更後 <input type="checkbox"/> 取消後	の利用料金 (円) = 内税 (円)	<input type="checkbox"/> 還付額 <input type="checkbox"/> 追加額 (円) 内税 (円)
還付金受領者 令和 年 月 日 (円) 氏名 ()			

受付印 	芦屋市地区集会所運営協議会連合会 (登録番号) T2700150084605 (受領印) 地区集会所運営協議会会長印 	免除印 	変更受付印 	取扱者印 
--	---	---	--	---

芦屋市立地区集会所

使用許可書・領収書

集会所登録番号		番	団体名(市政報告会)	
使用日時 令和 8 年 5 月 24 日(月) <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 13 時 00 分から <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 15 時 00 分まで		洋室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F 和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 30%減免 ※30%減免を受ける団体(登録証原本を提示) <input type="checkbox"/> 市民会館指定団体 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> 福祉センター利用登録団体		
利用料金 810 円 (消費税率10%) (内税 73 円)		登録番号 ()		
活動内容 市政報告会		予定人数 10 人		
申請日 令和 8 年 3 月 27 日 (申請者) フリガナ 大原 裕貴 氏名 大原 裕貴 住所 芦屋市 [REDACTED] 町 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]		(使用責任者) <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ フリガナ 氏名 住所 電話番号		
※電話番号は緊急時の連絡にも使用しますので、常時連絡が取れる番号をご記入ください				
使用日時変更 令和 年 月 日() <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分まで		洋室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F 和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B		
※利用日の14日前までに申し出があれば1回に限り変更又は取消が可能です 変更・取消による利用料金還付・追加額(消費税率10%) 既納利用料金(円) - <input type="checkbox"/> 変更後 の利用料金(円) = <input type="checkbox"/> 還付額 (円) 内税(円) <input type="checkbox"/> 取消後 内税(円) <input type="checkbox"/> 追加額 内税(円)				
還付金受領者 令和 年 月 日 (円) 氏名()				
受付印 	芦屋市地区集会所運営協議会連合会 (登録番号)T2700150084605 (受領印) 地区集会所運営協議会会長印 		免除印	変更受付印
				取扱者印 

茶屋集会所 芦屋市茶屋之町8-20

0797-32-1232

21-2



芦屋市議会議員

大原ゆうき

大原裕貴通信 第45号 (2026年春号)

◆ 昭和59年2月8日生まれ (42歳)

◆ 芦屋市立伊勢幼稚園、シドニー日本人学校、

関西学院中学部、関西学院高等部、関西学院大学経済学部卒。

◆ 卒業後は民間企業でSEとして勤務。現在3期目。



ブログ、日々更新中!
<https://oohara-yuuki.blog.jp/>



01 道路公園施設包括管理業務委託の問題点について

事業の全体像

芦屋市では、道路・公園・街路樹の維持管理を一括して民間に委託する「包括管理業務委託」が実施されている。3年間で約19億円の大規模事業であり、市は業務効率を期待している。しかし、議会からは複数の問題点が指摘されている。その内容は個別の事務ミスにとどまらず、制度運用そのものの適正性が問われるものとなっている。

公平性への疑念

選定された事業者には市OBが在籍し、その人物が提案説明に関与していた。結果として、元上司を元部下が評価する構図となっている。市は、同人物の存在によって評価が左右されたことはないかと答弁している。制度上問題がないとしても、市民から見て公平性に疑念を抱かせる状況であったことは否定できない。選定の透明性という観点からも課題が残る。

提案内容の不履行

議会は令和7年度予算に「適正な事務執行」を求めた附帯決議を附している。しかし、市として重要視している提案内容である「市内事業者の活用」について、1年近く経過してなお達成には遠く及ばない。市は履行の必要性を認めながらも履行期限は設けておらず、今後も設ける考えはないとしている。本件は、多くの議員が強く指摘をしている。

問題点の整理

本件の問題は、「事業者の選定過程」「契約書の不備」「提案内容の不履行」の三点に整理できる。いずれも単独の問題に見えるが、共通しているのは市の意思決定と地方自治法に基づく事務執行の適正性である。個別の瑕疵の積み重ねではなく、行政プロセス全体に課題がある可能性が指摘されている。

契約書の不備

共同企業体(JV)での契約を前提に決裁されていたが、実際の契約書の相手方には単独企業名が記載されていた。市は民法を根拠に契約内容に瑕疵はないとするが、行政は地方自治法に基づき契約を行うものであり、契約書に記名押印された時点で契約が成立する。決裁と異なる契約を締結した可能性がある。単なる事務ミスでは済まされない重大な問題である。

今後の方向性

議会は、3月定例会において、同事業に関する監査請求を行う決議を可決した。目的は違法性の確認ではなく、地方自治法に基づいた適切な事務執行が行われているのかという点について、客観的な視点から監査を求めるためである。監査請求にて収束を図るというのではなく抜本的な再発防止策を講じさせるために必要な手続きであると考えている。

選定過程への疑問

事業者の選定は公募型プロポーザルで行われた。「市内事業者の活用」の評価項目に関しては受託事業者の実施体制が「未定」とされていた。一方、次点事業者は具体的な体制を提示していたにもかかわらず、選定されなかった。また、受託事業者の提案は次点事業者よりも約5,200万円高い提案となっている。評価基準や判断過程の妥当性について、十分な説明が求められる状況である。

契約書不備是正の遅れ

この契約の不備は4月に認識されていたにもかかわらず、修正不要と判断され、修正されずに運用された。その結果、本来JVの口座に振り込むべき公金約3億2,000万円が単独企業の口座に振り込まれ続けた。最終的には、議会の指摘もあり、12月に契約書が修正された。しかし、市が修正不要と判断したことによる是正の遅れを含めて、事務執行の適正性が厳しく問われる状況である。

詳しくはこちら



21~3

部活動の位置づけ

公立中学校の部活動は、学校教育法に規定された教育課程ではない。しかし長年にわたり教育に準じるものとされ、学校の中で重要な役割を担ってきた。生徒の成長や人間関係の形成に寄与する存在として機能してきた側面がある。一方で、教職員が顧問業務を担う必要があり、負担が課題とされてきた。このため、学校外の地域クラブへの移行が推し進められている。

費用負担の問題

クラブでは月会費などの固定費が発生する。その金額は数千円と民間の「習い事」と比較した場合に金額自体が極端に高いとは言えないが、これまで月会費なしで利用できた部活動の代替として妥当かは別問題である。費用負担が前提となることで、参加したくても参加できない生徒が生じる可能性があり、費用負担のあり方について十分な検討が必要である。

指導者と監督体制

未成年を継続的に預かる以上、講師の選定・監督体制は制度として担保される必要がある。教職員に問題の可能性がなかったわけではないが、教職員には複数のチェック機能が存在する。外部講師には教育委員会が関与することが困難なため、チェック機能の維持が課題である。善意に依存する設計ではなく、責任の所在や通報体制の整備が不可欠である。

部活動が果たしてきた役割

部活動は、仲間との関係を学ぶ場であり、自己肯定感を育む場でもあった。また、競技への参加意欲の面で積極的に動けない生徒や経済的に余裕のない生徒であっても所属できる「居場所」として機能してきた。このような包摂的な役割を持っていた点は、制度を検討するうえで見落としはならない視点である。

応募制による排除の可能性

「学校外のクラブ」に自主的に応募する必要が生じるため、参加ハードルが上がる。その結果、競技意欲の問題で積極的に動けない生徒や、経済的に余裕のない家庭の生徒が活動機会を失う可能性がある。全ての生徒に影響が出るわけではないがその可能性を十分に議論しないまま制度を進めることには慎重であるべきである。

結論と提起

部活動の地域移行そのものを否定するものではない。しかし、現状の制度設計は、リスクマネジメントの観点から十分とは言えない。生徒に長期的な影響を与える可能性を踏まえ、過剰と思われるほど慎重な設計が必要である。教職員の負担軽減という大人都合が一部の生徒の参加機会を奪うことに繋がらないよう、立ち止まっでの検討が必要であると考える。

地域移行のメリット

部活動地域移行には、専門的な指導を受けられることや種目の多様化、教員負担の軽減といったメリットがあげられる。これまで実施されてきた中学校での部活動では難しかった選択肢が広がる可能性があり、その点は一定の評価ができる。しかし、それだけで制度全体を評価するのは難しい。

定員と継続性の問題

地域クラブには定員があるため、希望しても参加できない生徒が生じる可能性がある。中学生にとっては、自宅からの距離や参加メンバーなども重要な要素であり、同種目のクラブが他にもあるからそれで良いというものではない。また民間主体である以上、撤退もあり得る。その場合、生徒の活動の継続性をどのように担保するのかという課題が残る。

詳しくはこちら



市 政 報 告 会

第6回 市政報告会
(通算13~16回目)

5/17(日)13:30~15:00 @大原集会所
5/21(木)10:00~11:30 @奥池集会所
5/24(日)13:30~15:00 @茶屋集会所
5/27(水)10:00~11:30 @オンライン

「子育てやまちづくりについて、お話しませんか？」
— 芦屋の「これから」を一緒に考える市政報告会 —
参加料、受付は不要です。ご参加お待ちしております。

オンライン会議のURLはこちら⇒



2/4

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	22				
支出年月日	令和 8 年 3 月 30 日				
項 目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
<h1>別紙参照</h1>					
充当内容 (按分の計算方法)	¥1,010 (100%)				
そ の 他	市政報告会会場利用料 (大原集会所洋室A) ※5月17日開催				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

芦屋市立地区集会所

使用許可書・領収書

集会所登録番号		番		団体名(市政報告会)	
使用日時 令和 8 年 5 月 17 日(日)		洋室 <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F		和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B	
<input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 1 時 00 分から <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 5 時 00 分まで		<input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 30%減免 ※30%減免を受ける団体(登録証原本を提示) <input type="checkbox"/> 市民会館指定団体 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> 福祉センター利用登録団体		登録番号 ()	
利用料金 (消費税率10%) (内税) 1,010 円 91 円		活動内容		予定人数 10 人	
申請日 令和 8 年 3 月 30 日		(申請者) フリガナ 氏名 大原 裕貴 住所 芦屋市 [] 町 電話番号 []		(使用責任者) <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ フリガナ 氏名 住所 電話番号	
※電話番号は緊急時の連絡にも使用しますので、常時連絡が取れる番号をご記入ください					
※集会所・使用 使用日時変更 令和 年 月 日() <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分まで		洋室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F		和室 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B	
※利用日の14日前までに申し出があれば1回に限り変更又は取消が可能です 変更・取消による利用料金還付・追加額(消費税率10%)					
既納利用料金(円) - 内税(円)		<input type="checkbox"/> 変更後 <input type="checkbox"/> 取消後		の利用料金(円) = 内税(円) <input type="checkbox"/> 還付額 (円) <input type="checkbox"/> 追加額 内税(円)	
還付金受領者 令和 年 月 日 (円) 氏名()					
受付印	芦屋市地区集会所運営協議会連合会 (登録番号)T2700150084605 (受領印) 地区集会所運営協議会会長印	免除印	変更受付印	取扱者印	

大原集会所
芦屋市大原町20-2
0797-38-7782 22-1

2025.01



芦屋市議会議員

大原ゆうき

大原裕貴通信 第45号 (2026年春号)

◆ 昭和59年2月8日生まれ (42歳)

◆ 芦屋市立伊勢幼稚園、シドニー日本人学校、

関西学院中学部、関西学院高等部、関西学院大学経済学部卒。

◆ 卒業後は民間企業でSEとして勤務。現在3期目。

Blog ブログ、日々更新中!
<https://oohara-yuuki.blog.jp/>



01 道路公園施設包括管理業務委託の問題点について

事業の全体像

芦屋市では、道路・公園・街路樹の維持管理を一括して民間に委託する「包括管理業務委託」が実施されている。3年間で約19億円の大規模事業であり、市は業務効果などを期待している。しかし、議会からは複数の問題点が指摘されている。その内容は個別の事務ミスにとどまらず、制度運用そのものの適正性が問われるものとなっている。

公平性への疑念

選定された事業者には市OBが在籍し、その人物が提案説明に関与していた。結果として、元上司を元部下が評価する構図となっている。市は、同人物の存在によって評価が左右されたことはないかと答弁している。制度上問題がないとしても、市民から見て公平性に疑念を抱かせる状況であったことは否定できない。選定の透明性という観点からも課題が残る。

提案内容の不履行

議会は令和7年度予算に「適正な事務執行」を求めた附帯決議を附している。しかし、市として重要視している提案内容である「市内事業者の活用」について、1年近く経過してなお達成には遠く及ばない。市は履行の必要性を認めながらも履行期限は設けておらず、今後も設ける考えはないとしている。本件は、多くの議員が強く指摘をしている。

問題点の整理

本件の問題は、「事業者の選定過程」「契約書の不備」「提案内容の不履行」の三点に整理できる。いずれも単独の問題に見えるが、共通しているのは市の意思決定と地方自治法に基づく事務執行の適正性である。個別の瑕疵の積み重ねではなく、行政プロセス全体に課題がある可能性が指摘されている。

契約書の不備

共同企業体(JV)での契約を前提に決裁されていたが、実際の契約書の相手方には単独企業名が記載されていた。市は民法を根拠に契約内容に瑕疵はないとするが、行政は地方自治法に基づき契約を行うものであり、契約書に記名押印された時点で契約が成立する。決裁と異なる契約を締結した可能性がある。単なる事務ミスでは済まされない重大な問題である。

今後の方向性

議会は、3月定例会において、同事業に関する監査請求を行う決議を可決した。目的は違法性の確認ではなく、地方自治法に基づいた適切な事務執行が行われているのかという点について、客観的な視点から監査を求めためである。監査請求にて収束を図るのではなく抜本的な再発防止策を講じさせるために必要な手続きであると考えている。

選定過程への疑問

事業者の選定は公募型プロポーザルで行われた。「市内事業者の活用」の評価項目に関しては受託事業者の実施体制が「未定」とされていた。一方、次点事業者は具体的な体制を提示していたにもかかわらず、選定されなかった。また、受託事業者の提案は次点事業者よりも約5,200万円高い提案となっている。評価基準や判断過程の妥当性について、十分な説明が求められる状況である。

契約書不備是正の遅れ

この契約の不備は4月に認識されていたにもかかわらず、修正不要と判断され、修正されずに運用された。その結果、本来JVの口座に振り込むべき公金約3億2,000万円が単独企業の口座に振り込まれ続けた。最終的には、議会の指摘もあり、12月に契約書が修正された。しかし、市が修正不要と判断したことによる是正の遅れを含めて、事務執行の適正性が厳しく問われる状況である。

詳しくはこちら



22-2

部活動の位置づけ

公立中学校の部活動は、学校教育法に規定された教育課程ではない。しかし長年にわたり教育に準じるものとされ、学校の中で重要な役割を担ってきた。生徒の成長や人間関係の形成に寄与する存在として機能してきた側面がある。一方で、教職員が顧問業務を担う必要があり、負担が課題とされてきた。このため、学校外の地域クラブへの移行が推し進められている。

費用負担の問題

クラブでは月会費などの固定費が発生する。その金額は数千円と民間の「習い事」と比較した場合に金額自体が極端に高いとは言えないが、これまで月会費なしで利用できた部活動の代替として妥当かは別問題である。費用負担が前提となることで、参加したくても参加できない生徒が生じる可能性があり、費用負担のあり方について十分な検討が必要である。

指導者と監督体制

未成年を継続的に預かる以上、講師の選定・監督体制は制度として担保される必要がある。教職員に問題の可能性がなかったわけではないが、教職員には複数のチェック機能が存在する。外部講師には教育委員会が関与することが困難なため、チェック機能の維持が課題である。善意に依存する設計ではなく、責任の所在や通報体制の整備が不可欠である。

部活動が果たしてきた役割

部活動は、仲間との関係を学ぶ場であり、自己肯定感を育む場でもあった。また、競技への参加意欲の面で積極的に動けない生徒や経済的に余裕のない生徒であっても所属できる「居場所」として機能してきた。このような包摂的な役割を持っていた点は、制度を検討するうえで見落としはならない視点である。

応募制による排除の可能性

「学校外のクラブ」に自主的に応募する必要があるため、参加ハードルが上がる。その結果、競技意欲の問題で積極的に動けない生徒や、経済的に余裕のない家庭の生徒が活動機会を失う可能性がある。全ての生徒に影響が出るわけではないがその可能性を十分に議論しないまま制度を進めることには慎重であるべきである。

結論と提起

部活動の地域移行そのものを否定するものではない。しかし、現状の制度設計は、リスクマネジメントの観点から十分とは言えない。生徒に長期的な影響を与える可能性を踏まえ、過剰と思われるほど慎重な設計が必要である。教職員の負担軽減という大人都合が一部の生徒の参加機会を奪うことに繋がらないよう、立ち止まっただけの検討が必要であるとする。

地域移行のメリット

部活動地域移行には、専門的な指導を受けられることや種目の多様化、教員負担の軽減といったメリットがあげられる。これまで実施されてきた中学校での部活動では難しかった選択肢が広がる可能性があり、その点は一定の評価ができる。しかし、それだけで制度全体を評価するのは難しい。

定員と継続性の問題

地域クラブには定員があるため、希望しても参加できない生徒が生じる可能性がある。中学生にとっては、自宅からの距離や参加メンバーなども重要な要素であり、同種目のクラブが他にもあるからそれで良いというものではない。また民間主体である以上、撤退もあり得る。その場合、生徒の活動の継続性をどのように担保するのかという課題が残る。

詳しくはこちら



市 政 報 告 会

第6回 市政報告会
(通算13~16回目)

「子育てやまちづくりについて、お話しませんか？」
— 芦屋の「これから」を一緒に考える市政報告会 —
参加料、受付は不要です。ご参加お待ちしております。

5/17(日)13:30~15:00 @大原集会所
5/21(木)10:00~11:30 @奥池集会所
5/24(日)13:30~15:00 @茶屋集会所
5/27(水)10:00~11:30 @オンライン

オンライン会議のURLはこちら⇒

